

三条西実隆の身づくろい

一 はじめに

平安時代の人は上級貴族でさえろくに入浴しなかったと、昔聞かされた。だから、あの光源氏にしても、紫の上にしても体臭はすごかった。そこで、衣裳に香を薫きしめたというのだ。

当時の公卿心得等を記した『九条殿遺誠』には、沐浴回数、その他について次のように記載されている。割書部分は、便宜上「」を付して示すこととする。

次取_レ楊枝_ニ向_レ西洗_レ手。…中略…次梳_レ頭。〔三箇日ニ一度可_レ梳之。日々不_レ梳。〕次除_レ手足ノ甲。〔丑日除_レ手甲。寅日除_レ足甲。〕次擇_レ日沐浴。〔五箇日ニ一度。〕沐浴ノ吉凶。〔黄帝傳曰。凡毎月一日沐浴短命。八日沐浴命長。十一日目明。十八日逢_レ盜賊。午日失_レ愛敬。亥日見_レ耻。惡日不可_レ浴。其惡日。寅辰午戌下食ノ日等也。〕

『大漢和辞典』によると、そもそも、漢代の官吏は「五日毎に家に歸つて髪を洗ひ湯あみを」することになっていたという。

この『九条殿遺誠』は、中世の書籍中にも、しばしば記載されており、三条西実隆自身の手になる写本もあるという。

中世になって成立し、繰り返し追記・書写・上梓された『拾芥抄』

三条西実隆の身づくろい

三 宅 ちぐさ

中にも、沐浴日等に関して、次のような記載がある。

沐浴吉日 丑卯酉乙未丙午丁酉〔或云寅申〕

今案汲_レ東方流水用之〔小兒生氣方也〕又沐浴時同可向

件方也

一云天一太白大將軍王相方避之

〔諸事吉凶日部 下卷七七裏二四九頁〕

可沐浴日 五月五日取_レ棗葉三升并華水擣取汁浴永_レ不生惡瘡

又云井華水和粉洗足不病惡瘡

又云五月一日八月二日九月九日十月七日十一月四日十

二月

十三日沐浴除惡病

〔養生部 下卷八五裏・八六表二五七・二五八頁〕

さて、実態は、どうだったのだろうか。

室町まで時代は下るが、三条西実隆が六三年間に渡って記した日記がある。これを読む機会を得て、まず目に飛び込んで来たのが、「沐浴」「行水」「小浴」等の記載であった。実隆がこれらの行為を必ず書き残したという確証はないけれど、どのくらいの頻度で、どのような時に身を清めていたのか。各語の相違は何か、他にどのような身づくろいをしていったのか等について、調査し報告する。

調査対象とするのは、身づくろい関係の語の内、「沐浴」「行水」

三条西実隆の身づくろい

「小浴」「風呂」「梳髪」「洗髪」「除甲」等のように、体・髪・爪といった身体そのものが対象となる語である。

今回の調査資料としては、『実隆公記』（統群書類従完成会）のうちから、ほぼ一〇年間隔となるように、月単位での欠損がない文明七、一七、明応五の三年分を主に取り上げる。それらの資料の現存状況と、当該年における実隆の年齢・位階などは、次の通りであった。

日記の年数	現存状況(月単位)	実隆の年齢	位階
(文明 六 一四七四	正月・二月・×・×・×・×・×	×	×
×	八月・九月・一〇月・十一月・十二月	七カ月分)	
文明 七 一四七五	完	二〇歳	正四位下、右中将
文明 七 一四八五	完	二二歳	補藏人頭
明応 五 一四九六	完	三二歳	正三位
		四二歳	

二 調査結果

(一) 身づくろいの頻度

各調査年の月毎に、身づくろいの頻度を見ると、次の通りであった。行水・小浴等、体を対象とする行為(以後、入浴関係語と記す)の回数と月毎の計とを記す。平均は、入浴関係語の合計回数を当該年の月数で除した値である。梳髪・除甲等、髪や爪を対象とする行為については、計の後に別記した。

(文明 六年)	
正月 行水二回、小浴三回	計 五回
二月 風呂一回	計 一回
八月 行水一回、小浴二回	計 三回

九月 小浴二回	計 二回
一〇月 行水一回、小浴一回	計 三回
十一月 行水一回	計 一回
十二月	〇回
合計一五回	平均二回強)

文明 七年

正月 行水二回	計 二回
二月 行水一回、小浴四回	計 六回
三月 行水二回、小浴二回	計 四回
四月 行水一回、小浴一回、沐浴一回、風呂一回	計 四回
五月 行水二回、小浴三回	計 五回
六月 行水一回、小浴四回、沐浴一回	計 六回
七月 行水三回、小浴一回	計 五回
八月 行水二回、小浴二回	計 四回
九月 行水二回、小浴三回	計 五回
一〇月 行水三回	計 三回
十一月 行水五回、小浴一回	計 六回
十二月 行水五回、小浴三回	計 八回
合計六〇回	平均五回

文明一七年

正月 行水三回、小浴一回	計 四回
(不能一回)	
二月 小浴二回	計 二回
三月 行水五回、小浴一回、沐浴一回	計 七回
(同日二回)	
閏三月 行水一回、小浴二回	計 三回
四月 行水一回、小浴二回、沐浴一回	計 四回
五月 行水二回、小浴四回、沐浴一回	計 七回
	梳髪 一回

六月	行水一回	沐浴一回	計一回	梳髪一回
七月	行水一回		計一回	梳髪一回
八月	行水一回、小浴一回	沐浴一回	計三回	梳髪一回
九月			〇回	梳髪一回
一〇月	行水三回、小浴二回		計五回	梳髪一回
十一月	行水四回、小浴一回		計五回	梳髪一回
十二月	行水二回	沐浴一回、風呂二回	計五回	梳髪一回
合計四七回				平均三回強

明応五年

正月	行水五回、小浴一回		計六回	梳髪一回
二月	行水七回		計七回	梳髪一回
閏二月	行水七回、小浴一回	沐浴一回	計九回	梳髪二回
				(行水と同じ)

三月	行水一回		計一回	梳髪二回
四月	行水五回、小浴一回		計六回	梳髪三回
				除甲一回
				浴蘭湯一目
五月	行水五回		計六回	梳髪一回
六月	行水四回、小浴一回	沐浴一回	計六回	
七月	行水四回、小浴一回		計五回	
八月	行水四回		計四回	
九月	(不能二回)		計〇回	梳髪二回
一〇月	行水一回(不能一回)、(未能沐浴)		計一回	
十一月	行水四回		計四回	梳髪二回
十二月	行水四回	沐浴一回	計五回	梳髪一回
合計六〇回				平均四回強

入浴関係語を平均値から見ると、「行水」「小浴」等全てを合算して

三条西実隆の身づくろい

さえ、文明七年が月五回、文明一七年が三回強、明応五年が四回強であった。どの年も沐浴を五日に一度(月平均値は六回)とする『九条殿遺誠』等には及ばない。また、間隔から見ても、同日中の場合もあれば、一カ月を隔てる場合もあり、大変不規則である。その不規則な様子を、入浴回数平均が五回と比較的多い文明七年の場合半年分により次に示す。

文明七年

正月 朔日【辛亥】	行水
正月 三日【癸丑】	行水(行水から二日目)
二月 三日【癸未】	小浴(行水から三〇日目)
二月 七日【丁亥】	小浴(小浴から四日目)
二月 七日【丁酉】	風呂(小浴から一〇日目)
二月 二日【辛丑】	小浴(風呂から四日目、小浴から一四日目)
二月 二日【壬寅】	行水(小浴から一日目、行水から四九日目)
二月 九日【己酉】	小浴(行水から七日目、小浴から八日目)
三月 一日【庚戌】	行水(小浴から一日目、行水から八日目)
三月 八日【丁巳】	小浴(行水から七日目、小浴から八日目)
三月 六日【乙丑】	小浴(小浴から七日目)
三月 二日【庚午】	行水(小浴から五日目、行水から一二日目)
四月 一日【己卯】	行水(行水から九日目)
四月 七日【乙酉】	風呂(行水から六日目、風呂から四七日目)
四月 二日【庚子】	沐浴(風呂から一四日目)
四月 晦日【戊申】	小浴(沐浴から七日目、小浴から四一日目)
五月 一日【己酉】	行水(小浴から一日目、行水から二八日目)
五月 一〇日【戊午】	小浴(行水から九日目、小浴から一〇日目)
五月 一四日【壬戌】	行水(小浴から四日目、行水から一三日目)
五月 二八日【丙子】	小浴(行水から一四日目、小浴から一八日目)

三条西実隆の身づくろい

五月二九日【丁丑】	小浴（小浴から 一日目）
六月 一日【戊寅】	行水（小浴から 一日目、行水から一六日目）
六月 四日【辛巳】	小浴（行水から 三日目、小浴から 四日目）
六月 一日【戊子】	小浴（小浴から 七日目）
六月 二日【戊戌】	沐浴（小浴から一〇日目、沐浴から五七日目）
六月 二四日【辛丑】	小浴（沐浴から 三日目、小浴から一三日目）
六月（卅）日【丁未】	小浴（小浴から 六日目）

髪を対象とする「梳髪」という行為を記録している文明一七年と明応五年により、その頻度をみると、年毎の合計はそれぞれ一六回と一五回で、兩年共に月の平均値は一回強である。『九条殿遺誠』がいう三日に一度（月平均一〇回）との差は大きい。「洗髪」の記録は、一回のみであった。

爪を対象とする「除甲」という行為の記録も一回のみであった。

(二) 身づくろいの時

いつ身づくろいをするのか。以下、当該日の干支、日付、時刻、天気・体調・行動との関わりという観点から調査していく。

まず、入浴関係語について、当該日の干支別に回数を確認してみると、次のようになる。この数値には、何らかの理由で実行されなかった場合も含んでいるが、同日二回の場合は一回と数えている。なお、(一)中の数値は、沐浴のみを取り出した回数である。十二支等に付した◎は、『拾芥抄』が「吉」としている時であることを示す。△は「或云」であることを示す。

十二支	文明六年甲	同七年乙	同一七年乙	明応五年丙	計
子	三	四(一)	四(一)	六	一七(二)
◎丑	〇	八	四	三(一)	一五(一)

△黄	二	七	四	四	一七
◎卯	〇	五	二(一)	七	一四(一)
辰	五	二	三	七	一七
巳	〇	六	四(一)	六(一)	一六(二)
午	〇	二	八(二)	◎五	一五(二)
未	一	◎四	◎一	三	九
△申	二	四	五	六(一)	一七(一)
◎酉	〇	七	二	六	一五
戌	一	七	六(一)	五	一九(一)
亥	一	三	四	七	一五
計	一五	五九(二)	四七(六)	六五(三)	一八六(一〇)

実隆の場合、『拾芥抄』が「沐浴吉日」としている丑・卯・酉の日の回数は〇から八(計は、それぞれ一五・一四・一五回)である。『拾芥抄』のいう干支を〇から八(計は、九から一九回)である。『拾芥抄』のいう干支を守ろうとする気配すら感じられないのみならず、未の日が少ない以外に、干支別の傾向性は確認できない。

「除甲」の記録が見られるのは、明応五年四月二九日(丙戌(午の誤りか))で、『九条殿遺誠』が「可沐浴日」としている日付別に確認してみると、次のようになる。欠は当該日の記録が無いこと、×は入浴関係語の記載が無いことを示している。

五月 五日	欠	×	×	×	×	浴蘭湯
又五月 一日	欠	×	×	×	×	行水
八月 二日	×	×	×	×	×	行水
九月 九日	×	×	×	×	×	行水

文明六年 同七年 同一七年 明応五年

一〇月 七日	×	×	×	×
一月 四日	×	×	×	×
二月 三日	×	×	×	×

『拾芥抄』には、悪瘡・悪病を避ける効用があると記載されているが、実隆は殆ど実行していない。五月一日が多いのは、一のつく日であることによると考えられる。次に示すように、年毎に入浴関係の行為の回数に対して、一のつく日が占める割合が増している。

	文明六年	同七年	同一年	明応五年
一日	一	一〇	八	二二
二日	〇	四	五	二二
三日	〇	七	六	一三
四日	〇	〇	〇	〇
五日	〇	〇	〇	〇
六日	〇	〇	〇	〇
七日	〇	〇	〇	〇
八日	〇	〇	〇	〇
九日	〇	〇	〇	〇
十日	〇	〇	〇	〇
計	一五回中三	五九回中二	四七回中一九	六五回中三七
	二〇・〇%	三五・六%	四〇・四%	五六・九%

『九条殿遺誠』が引用している「黄帝傳」に「毎月一日沐浴短命」とあるにも関わらずである。逆に「沐浴命長」という八日の場合、また「逢盗賊」という十八日の場合の回数は次の通りで、やはり『九条殿遺誠』の記述を気にとめている様子はない。それどころか、実隆は、明応五年九月一日条に、「雖旬日所勞不平之間不能行水、念誦、令侍従行水、念誦者也」と記している。体調不良のため、行水や念誦を行えないので、次男の侍従に代行させたというのだ。同趣旨の記述は、九月二日条にも見え、一のつく日の行水が念誦などと一連の重要な行事であったことを示している。

	文明六年	同七年	同一年	明応五年
八日	一	三	二	一
一日	一	一	二	四

「十一日目明」「午日失愛敬」「亥日見耻」と記載されている、十一日・午の日・亥の日や、「不可浴」と記載されている「寅辰午戌下食ノ日等」も既に見てきた通りの回数で、気にとめているとは考えられない。

一日のうちでは、いつ沐浴するのか。『九条殿遺誠』によると、朝の一連の身づくろいの一つであったようだ。実隆の場合の時を示す表現に注目して見ると、十二支による記載も少々あるが、殆どは「早旦」「早朝」「晩」「夜」等のような漠然とした表現である。そこで午前と午後に分けて回数を確認すると、次の通りである。ただし、丁度午時の例（明応五年五月五日条、午時浴蘭湯）と不詳の例は、回数から除外した。（）内には、一日分の記事中での記載位置等から午前或いは午後と推定した回数を記した。また、中世末には日付変更時刻の意識が弱くなったと言われているが、一応、丑の刻と寅の刻の間で区分している。百分率で示したのは、年毎の合計に対して、推定分を含めた午後の回数が占める割合である。

	文明六年	同七年	同一年	明応五年
午前	五(七)	三(一一)	一四(二六)	一三(二六)
午後	二(二)	一四(三三)	八(〇)	一五(三三)
不詳	〇	一	九	二
合計	一五	六〇	四七	六〇
	二〇・〇%	二八・三%	一七・〇%	三〇・〇%

午前中では、特に「早旦」「早朝」と称される時が多いが、最も早い

例は「寅下刻」或いは「未明」、遅い例は「巳刻」過ぎのようだ。前に触れた通り「午時」の例が一例あり、午後になっての例は、少ない年で一七パーセント、多い年で三〇パーセントを占めていた。午後で多いのは「夜」「晩」と称される時だが、「黄昏」「深更」「丑刻」の例もある。

天気別に行水等の回数を確認すると、次の通りであった。一日のうちには天気が変化した場合は、可能な限り行水等の時刻の天候で判断した。() 中は、当該回数中の一の付く日の数である。

	文明六年	同七年	同一七年	明応五年
晴・霽・快晴	一一	四四	三七	四二
晴雪少落	一	〇	一	〇
晴時々雨	〇	〇	〇	〇
晴後雨	〇	〇	一	〇
陰晴不定	〇	一(二)	〇	〇
陰	一	一(二)	三	二(二)
陰後雨	〇	〇	一	〇
雨	〇	三(二)	〇	一(二)
雨時々晴	一	五	二(二)	九(六)
雪	〇	〇	一	〇
後晴	〇	一(二)	〇	二(二)
雨雪	〇	〇	〇	一
記載無し	〇	〇	〇	一(二)
合計	一五	五九	四七	六〇

元来、各年とも晴の日が多いので、行水等をした日に晴が多いことは意味を持たない。少ない回数ではあっても、雨や雪等のように天気

の悪い日が含まれていること、それが一の付く日ばかりではないことに注目し、天気には影響されなかったと考えるべきであろう。

湯治は、古来、病の治療や予防等様々な効果を持つ行為として、信仰・娯楽の要素も含み込みながら行われている。例えば『栄花物語』には、九条殿について次のような記述がある。^註

かゝるほとに九条殿なやまし(う)おほされて御かせなといひておほんゆゝてなとしくすりきこしめしてすくさせ給ほとに……お風だといって、湯治などをしたり、薬を召し上ったりしたというのだ。『今昔物語集』には、覚縁律師の例がある。^註

……身三何トモ无キ病ヲ受ツ。暫ハ「風」ナド云テ湯治ナド為レドモ、弥ヨ増テ……

やはり、風だといって、湯治などをしたという。同様の例は、他の文献にも多く見られる。『実隆公記』明応五年四月五日条にも、「俊通朝臣来、自温泉去廿五日上洛云々、三七日湯□(治)之由語之」と、理由はないが、俊通が湯治に行ったことが記されている。

実隆自身は、三年に過ぎない調査年なのだが、痼病・虫之所労・患眼・瘡病・中氣・風氣・腫物・霜腹所労・痔所労・吐血之氣など、様々な病を経験している。けれど、湯治に出かけたという記述は一度もない。行水等については、文明一七年に次のような記載が見られる。

- 1 正月二日条 ……依風氣不能行水、仍看經等略之、
- 2 二月一日条 ……竹田周防来、取脈、病氣大略本復、仍沐浴、……、

1は風氣のため行水ができない。2は病氣(二月一日条に昨夜虫所労更発とある)がほぼ治ったので沐浴するということのである。行水から一五日、沐浴からは一三日目のことであった。明応五年は、八月二〇日「痔所労更發」に始まり一〇月三〇日に至るまでの二ヶ月余、眩暈・吐血之氣・咳嗽之氣・頭痛・内熱・胸膈閉塞之氣・食後反吐等の症状に襲われている。参内しない状態は、更に長かったようで、一

二月二十五日条に、「著直衣參内、去八月二十五日以後今日始而所參也、」
とある。この二ヶ月余の病中、行水等については、次のような記載が
見られる。

3 九月 一日条 ……歡樂未得減、風氣非無愼、仍□□行水、

念誦等省略了、……師富朝臣、宗祇法師、常寂院等入來、良藥
〔加減〕收痔荊枳湯十五包〕重種獻之、則令煎之、

4 九月 一日条 ……雖旬日所勢不平之間不能行水、念誦、
令侍從行水、念誦者也、……

5 九月 二日条 ……雖旬日依病氣未快不能行水、令小生
〔侍從、〕行水、□□□仰侍從了、……、

6 一〇月 一日条 ……病後未能沐浴、仍侍從爲代官令行水、
念誦了、……、

7 一〇月 八日条 ……今日行水、所々法樂短冊清書之、自今
日精進也、病後未行水、風氣時分雖不可然不獲止也、

8 一〇月 一日条 ……病氣同篇、頭痛難治也、仍不能行水、
小念誦猶如形、……、

用例3から6、及び8によって、病のために、一のつく日でさえ行水
をしないこと。用例7によって、風氣の時には行水をすべきではない
と考えていたことが読み取れる。そして、実際、五〇日近くも行水等
をしていない。

文明一七年一二月八日条には、「東隣（正親町三条家）風呂新造、
昨日始而浴之云々、今日可來之由度々被命之、故障之間其旨示之、…

…とある。「故障」が、一二月一〇日条で記している「昨夜蟲所勞
更發」の予兆だとすると、病のために、風呂も見合わせたことになる
が、この場合は、病以外の故障である可能性が大きい。

ちなみに、複数の医師の診察（見脈）を受け、服薬・灸といった治
療は頻繁に行っている。

前後の行動との関わりを見ると、沐浴と行水については、用例9、

三条西実隆の身づくろい

10等のような記述から神事の始と位置付けていることが窺えた。

9 文明一七年三月二四日条 ……午後向都護脚亭談春日祭事、
……黄昏沐浴始神事、曳注連立札、……

10 文明七年二月二日条 ……明日爲御神樂奉行、仍始神事、
行水則就寢、……

そこで、用語別に神事・仏事等宗教的行為に続く場合を確認してみ
ると、次の通りであった。

文明六年

沐浴 ○回
行水 五回中四回は宗教的行為に続く。

小浴 八回中二回は宗教的行為に続く。

風呂 二回共に宗教的行為の記載が無い。

文明七年

沐浴 二回は、共に一のつく日であり、宗教的行為に続く。

行水 二七回中二〇回は宗教的行為に続く。

小浴 一〇のつく日二一日中の一三日を含む。

風呂 二五回中四回は宗教的行為に続く。

文明一七年
沐浴 六回中三回は宗教的行為に続く。

行水 二三回中一五回は宗教的行為に続く。

小浴 一〇のつく日一九日中の一回を含む。

風呂 一六回中二回は宗教的行為に続く。

三条西実隆の身づくろい

明応五年

沐浴 三回中二回（一のつく日）は宗教的行為に続く。

行水 五〇回中四七回は宗教的行為に続く。

一のつく日三五日中の三二回を含む

小浴 五回中四回は宗教的行為に続く。

風呂 〇回

浴蘭湯 一回

沐浴・行水は、宗教的行為に先立って行われることが確かに多いが、小浴との区別が明確なわけではない。明応五年閏二月に吉野詣をした一〇日余の間に用いられた入浴関係語にも用例11から15の通りで、神事始めとしての沐浴、一のつく日恒例の看経等を伴う行水、参詣にそなえての行水に加えて、一三日には、春日社に詣でることを意識した上で小浴という表現も用いている。

出立前、一のつく日の行水と、神事始めの沐浴

11 一一日 ……行水、看経、早朝参内、依當番也、……入夜沐浴、始神事了、

夕方の春日社詣にそなえ小浴

12 一三日 ……更小浴、今夕可令詣春日社也、……

翌日の吉野参詣にそなえ行水

13 一八日 ……入夜詣知足院地藏、歸路於河上夷殿社頭下行水、於彼社頭修祓、是明日爲可参詣吉野也、此境之習俗云々、歸了就寢、

吉野川で行水

14 一九日 ……早朝進發、可詣芳野也、……到吉野川、【是夏箕川也、號下淵也、】於此川又行水、……

一のつく日の行水

15 二一日 ……早朝行水、旬之看経等如形沙汰之、則詣文殊堂、

……心經一卷奉納之、念誦了、……

宗教的行為以外に、例えば運動という蹴鞠位のようなのだが、入浴関係語との関わりが目立つ行動はなさそうだ。

(三)「沐浴」「行水」「小浴」「風呂」、各語の相違

各語の相違について新たに確認できたことは殆どない。あえて言えば、「小浴」の場合は、「沐浴」「行水」に比べ宗教的意味合いが強くなさそうだとことくらいである。

「沐浴」に、「沐」の意味「洗髪」が生きていた可能性を考える上で、三年間で唯一「洗髪」の記録が残る明應五年二月三日条「…今日沐浴、病後初而洗髪也、」が注目されるが、解釈を定めるのは難しい。

「風呂」については、「近世の初頭までは京都の公家たちも、もっぱら銭湯であった。それも蒸し風呂である。」「湯をたぷりたたえる風呂は、…鎌倉時代の資料に、すではっきり見えている。それは風呂とは呼ばなかった。「湯」といつていた。」と『風呂と日本人』にある。しかし、今回の調査範囲に「浴蘭湯」以外「湯」の用例はなく、「風呂」がどのようなものであったかについても明確化するには至らなかった。

三 おわりに

『実隆公記』から、文明七年（実隆二〇代）、文明十七年（実隆三〇代）、明応五年（実隆四〇代）の三年分を主たる資料とし、身づくろいに関する語について、どのくらいの頻度で、どのような時に身を清めていたのか。各語の相違は何か、他にどのような身づくろいをしていったのか等について、調査した。その結果は、次の通りである。

一、身づくろいの語として用いられていたのは、「沐浴」「行水」

「小浴」「風呂」「浴蘭湯」「梳髮」「洗髮」「除甲」であった。

二、身づくろいの頻度は、入浴関係語の場合、文明七年が月平均五回、文明一十七年が三回強、明応五年が四回強であり、沐浴を五日に一度（月平均値は六回）とする『九条殿遺誠』等には及ばない。しかも、間隔は、同日中の場合もあれば、一カ月を隔てる場合もあり、大変不規則であった。

「梳髮」の場合は、月平均一回強であり、『九条殿遺誠』がいう三日に一度（月平均一〇回）との差は大きい。「洗髮」「除甲」の記録は、共に一回のみであった。これらの場合は、記録する習慣が確立していなかったと考えるべきか。

三、当該日の干支を見ると、入浴関係語の場合、未の日が少ない。それ以外に傾向性は確認できず、『拾芥抄』がいう干支を気にとめる様子も認められない。

「除甲」の場合も、記録があるのは明応五年四月二十九日（丙戌〔午の誤りか〕）で、『九条殿遺誠』がいう、丑の日でも寅の日でもない。

四、日付別にみると、入浴関係の行為の回数に対して、一のつく日占める割合が年毎に増し、この日の行水が宗教的行為と一連の重要な行事であったことを示している。日付に関しても『九条殿遺誠』『拾芥抄』の記述を気にとめている様子はない。

五、一日のうちでは、行水等を午前中に行う場合が七割から八割強を占めている。特に「早旦」「早朝」と称される時が多い。午後になっての場合は、「夜」「晩」と称される時が多い。

六、天気別に行水等の回数を確認すると、雨や雪等のように天気の良い日も含まれている。それが一の付く日ばかりではないことから、天気には影響されなかったと考えられる。

七、病の時、それが二ヶ月に及んでも、実隆は湯治に出かけてはいない。一のつく日の行水さえも自身では行わず、医師の診察を受

三条西実隆の身づくろい

け、服薬・灸といった治療を受けている。

八、行動との関わりから見ると、沐浴と行水については、神事（仏事を含む）の始と位置付けていることが窺えた。しかし、小浴との区別が明確なわけではない。

他に、入浴関係語との関わりが目立つ行動はなさそうだ。

今回の調査では、「沐浴」「行水」「小浴」「風呂」各語の相違に充分迫ることができなかった。今後の課題としたい。

注

一 群書類従 第二七輯 雑部 塙保己一編 統群書類従完成会

昭和六年四月一日 昭和五五年七月一日訂正三版第四刷

一三六頁下

二 『大漢和辞典』第六卷 大修館書店 平成三年修訂第二版

九八三頁

三 『日本史文獻解題辞典』九条殿遺誠の項 藤木邦彦

加藤友康・由井正臣編集 吉川弘文館平成二年五月一〇日

二五三頁上段

四 『拾芥抄』上中下 尊経閣善本影印集成一七

前田育徳会尊経閣文庫編 八木書店 平成一〇年七月一五日

五 『栄花物語 本文と索引 本文篇』

高知大学人文学部国語史研究室編 武蔵野書院

昭和六一年一月三十一日 一卷第一七丁一〜三行

六 『今昔物語集四』 日本古典文学大系二五 岩波書店

昭和三七年三月五日

七 卷第一九 般若寺覺縁律師弟子僧信師遺言語第二三 一〇九頁

『風呂と日本人』 筒井功 文春新書六三〇 文藝春秋

平成二〇年四月二〇日 三、四頁

（就実大学教授）